

	国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告		福島第一原発事故での対応
職業被ばく	救命活動 (情報を知らされた志願者)	他の者への利益が救命者のリスクを上回る場合は線量制限なし	厚生労働省電離放射線障害防止規則の特例 従来の100mSvから250mSvに引き上げ ※2011年11月1日以降、原則100mSvに戻すことが決められた。
	他の緊急救助活動	～500mSv	
公衆被ばく	緊急被ばく状況	20～100mSv/年の範囲で決める	例 計画避難地域での避難の基準: 20mSv/年
	復旧時 (現存被ばく状況)	1～20mSv/年の範囲で決める	例 土壌の除染のための基準: 1mSv/年

mSv : ミリシーベルト